

令和7年2月4日
財 務 部 課 税 課

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例改正の事由

軽自動車税の種別割の納期を変更する必要があるため、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を改正する。

2 条例改正の概要

アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車税の種別割について、これまでは証紙を用いる方法で徴収していたが、令和7年度分より普通徴収による徴収を開始する。現在、軽自動車税の種別割の納期について、一般的な個人及び法人の軽自動車等については、世田谷区特別区税条例にて5月11日～同月31日までと定められており、本条例に係る軽自動車税の種別割についても納期を合わせることにする。

《参考》軽自動車税（種別割）の納期

	現行	改正後
一般的な個人・法人の軽自動車等 【世田谷区特別区税条例】	5月11日～同月31日	※今回改正なし
アメリカ合衆国軍隊の構成員等の軽自動車等 【本条例】	4月11日～同月30日	5月11日～同月31日

3 施行日

令和7年4月1日施行

4 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後速やかに区ホームページで周知を図る。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例新
旧対照表

改正後	改正前
○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例 昭和28年2月17日条例第14号 (納期) 第6条 種別割の納期は、<u>5月11日から同月31日までとする。</u> <u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日より施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の第6条の規定は、令和7年度以後の年 度分の種別割について適用し、令和6年度分までの種別割について は、なお従前の例による。</u>	○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例 昭和28年2月17日条例第14号 (納期) 第6条 種別割の納期は、4月11日から4月30日までとする。